特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	保護者負担金の賦課、決定、徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、保護者負担金の賦課、決定、徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桜川市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	保護者負担金の賦課、決定、徴収事務						
②事務の概要	 申請に基づき学童クラブへの入退所を管理 ・申請受付(宛名参照) ・入所決定 ・入所決定通知 ・世帯状況の確認、徴収 ・口座申込 ・料金計算 ・入所決定通知 ・日座振替依頼(納付書作成) ・振替(納付)結果消込 						
③システムの名称	児童クラブシステム						
2. 特定個人情報ファイル名							
児童台帳情報ファイル、家族台	帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表127の項						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	桜川市保健福祉部児童福祉課						
②所属長の役職名	児童福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ						
連絡先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111						
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			17年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人	卡 満	
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生な	L	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評价 2) 基礎項目評价 3) 基礎項目評价	西書及び重			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞ だ	れ重点項目評価	書又は全項目評価書におい	て、リスク	対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 <i>1</i> 2) 十分である 3) 課題が残され				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入す 2) 十分である 3) 課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通	値じた提供を除く。)	[0]	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手)	[0]	接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Г	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Е	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[〇]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]ś	È項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策						
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱 の研修の受講を関係する全ての		遺(会計年度職員を含む)に対し、eラーニング等で る。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	I 関連情報	飯島 京子	上野 荘司	事後	
平成28年10月14日	5. 評価実施機関における 評価事名	学童保育料の賦課、決定、徴収事務、 基礎項	保護者負担金の賦課、決定、徴収事務 基礎	事後	
平成28年10月14日	個人のプライバシー等の権利	目評価書 本市は、保育料の賦課、決定、徴収事務にお	項目評価書 本市は、保護者負担金の賦課、決定、徴収事	事後	
平成28年10月14日	利益の保護の宣言 I 関連情報	ける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 学童保育料の賦課、決定、徴収事務	務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ 保護者負担金の賦課、決定、徴収事務	事後	
平成28年10月14日	1. 特定値人情報ファイルを I 関連情報	1. 申請に基づき保育所への入退所を管理	1. 申請に基づき認定こども園への入退園を管	——————— 事後	
平成28年10月14日	1. 特定個人情報ファイルを I 関連情報	①. 申請受付(宛名参照)	理		+
	4. 情報提供ネットワークシ I 関連情報	実施しない	実施する 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	
平成28年10月14日	5. 情報提供ネットワークシ T. 関連情報	 1. 申請に基づき認定こども園への入退園を管	の番号の利用等に関する法律第19条の7 別表 1. 申請に基づき学童クラブへの入退所を管理	事前	
平成29年11月17日	1. 特定個人情報ファイルを	理	①. 申請受付(宛名参照)	事後 ———————	
平成29年11月17日	I 関連情報 5.評価実施機関における	上野 荘司	尾見 敦子	事後	
平成29年11月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年11月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	尾見 敦子	太田 昇子	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	児童福祉課長 太田 昇子	児童福祉課長	————— 事後	
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	_	項目の追加	 事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更
令和2年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 対象人数	平成29年10月1日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	TEM BULLOS / IN SUN & C
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年10月1日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	学童保育システム	児童クラブシステム	————— 事後	
令和7年1月31日	I 関連情報	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用第に関するは後(番号は)第0名	番号法第9条第1項別表127の項	—————— 事後	
令和7年1月31日	3. 個人番号の利用 I 関連情報	<u>の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条</u> 実施する	実施しない	—————— 事後	
令和7年1月31日	4. 情報提供ネットワークシ I 関連情報	行政手続における特定の個人を識別するため	_	 事後	
令和7年1月31日	4. 情報提供ネットワークシ II しきい値判断項目	の番号の利用等に関する法律第19条の7 別表 令和2年9月7日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	2. 対象人数 II しきい値判断項目	令和2年9月7日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
	2. 取扱者数	1742-7777 11 11/1/1/1	17417-1711 BY M	- F IX	
					†